

湖北省新型コロナウイルス感染症予防・コントロール指揮部通告

国外からの新型コロナウイルス感染症の流入リスクに効果的に対応し、市民の生命の安全と健康を保障するため、国家の関連法規に基づき、国外から湖北省に来る者への新型コロナウイルス感染症予防・コントロール業務の更なる着実な実施について、以下のとおり通告する。

1 法に基づく予防・コントロールを厳格にする。「中華人民共和国伝染病防治法」、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、海関総署の「国境衛生検疫業務の更なる強化及び国境衛生検疫を妨げる違法犯罪の法に基づく処罰に関する意見」、及び関連する感染症予防・コントロール及び応急処置の法規を厳格に執行し、法に基づき予防・コントロールを行う。

2 事実に基づく申告を厳格にする。湖北省内の入国審査場から入境する者、及び省外の入国審査場から入境後14日未満の者で、各種の交通手段を使用して国外から湖北省に戻る者はすべて、「入境健康申告カード」に事実のとおりに記載し、国家及び湖北省が発表する感染症予防・コントロールに関する決定、命令を遵守し、検査・検疫、隔離観察等の感染症予防・コントロール措置に協力しなければならない。自発的に、速やかに受入れ組織、居住地の社区（村）に申告・登録をしなければならない。国内のその他の都市から入境し、且つ14日が経過した後湖北省に来る者に対しては、入境地の疾病コントロール部門が発行する証明書を湖北省の居住地の社区（村）に提出し、現地の感染症予防・コントロール措置を遵守しなければならない。病状、滞在歴、濃厚接触者であることを故意に隠蔽したり嘘の報告をしたり、感染症予防・コントロール規定を拒み、実施せずに、ウイルスの感染或いは感染のリスクを引き起こした国外から湖北省に来た者は、法に基づき責任を追及する。

3 予防・コントロール措置を厳格にする。中国人も外国人も同様に扱うとの方針を堅持する。国外から湖北省に来た者で、確定症例（無症状病原者を含む）、疑似症例、感染の可能性が排除されない発熱患者、濃厚接触者の4つに分類される者は、一律に予防・コントロール規定に基づき、現地で各分類別に処置を受ける。その他のすべての国外から湖北省に来た者は、一律に各市州が「ポイント対ポイント」方式による受入れと14日間の集中隔離医学観察を行う。隔離期間中の宿泊費・食費は、原則個人負担となる。特殊な状況があるものについては、厳格な評価を経て、自宅での隔離医学観察を行うことができる。全ての国外から湖北省に来た者は、社区（村）の感染症予防・コントロール体系に一律に組み込まれる。確定症例のうち、すでに基本医療保険に加入している者は、基本医療保険、重大疾病保険、医

療救助等について、規定に基づき医療費用を支払った後、個人負担部分について、財政補助を受けることができる。確定症例のうち、基本医療保険に加入していない者は、医療費用は原則として個人が負担する。困難な人員と認定を受けた者に対しては、発生した医療費用について、伝染病防治法等の法規の関連規定に照らし、医療救助を行う。

4 責任を厳格にする。各地の指揮部は、国外からの感染症の流入の防止を現在の予防・コントロールの重点業務とし、予防・コントロール対応合同メカニズムの役割を発揮させ、人員の情報管理と封じ込めを実現させる。国外から湖北省にきた者に対する登録・検査及び健康状況調査を強化し、関連の情報をすぐに把握し、関連の防疫措置をすぐに取りることとし、（これらの措置が）きちんと実施されていないために、国外から流入した感染症の伝播を引き起こした場合には、厳格に責任を追及する。学校、企業・事業組織、ホテル等の重点組織は、登録・報告義務を厳格に履行しなければならない。受入れ組織、社区（村）は規定に基づき、国外から湖北省にきた者の関連情報を速やかに現地の感染症予防・コントロール部門に報告し、社区（村）の感染症予防・コントロール措置を実施する。規定に基づき登録・報告を行わない者に対しては、法規に基づき厳格に処理する。

感染症の予防・コントロール措置に違反している可能性のある国外から入ってきた者を発見した市民は、公安機関或いは関係する感染症予防・コントロール部門に積極的に通報する。

湖北省新型コロナウイルス感染症予防・コントロール指揮部
2020年3月17日